



# 浜松市物流電動化支援事業

物流部門・サプライチェーンの脱炭素化を図るため、EVトラックを導入する市内物流事業者に対し、車両本体及び充電設備の購入費等の一部を補助します。

## 事業概要

### 対象設備・内容

EVトラックを導入する物流事業者等に対し、車両本体や充電設備の導入費（リース含む）を助成します。

対象設備	補助上限	補助率
 EVトラック	4,165千円/台	・国補助事業※に定める対象車両本体の補助金基準額×1/2
 電気自動車用充電設備	2,500千円/台（出力90kW未満に限る）	以下のいずれか低い方 ア 充電設備本体価格の1/2 イ 充電設備本体価格から国補助事業による補助金を差し引いた金額

※ 国補助事業：商用車等の電動化促進事業（環境省・経済産業省・国土交通省連携事業）における対象車両は、環境省の事前登録を受けたトラック（BEV、PHEV、FCV）となります。詳細は(一財)環境優良車普及機構 HP(<https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-6/>)をご確認ください。



補助対象車両一覧

### 補助対象事業

対象事業者が、補助対象となる車両又は車両と一体的に導入する充電設備を、直接購入する若しくはリース契約※により貸し渡す事業。

※ リース契約による導入の場合、法定耐用年数以上の契約期間が必要となります。

### 補助対象事業者

- ① 市内に本社、本店を置く貨物自動車運送業を営む中小事業者(個人事業主含む)
- ② 貨物運送事業者に補助対象車両等を貸渡すリース事業者であって、次のア及びイに掲げる要件を満たす法人
  - ア 貸渡しの相手方となる使用者が、①に該当すること
  - イ リース料金から補助金相当額分の値下げを行うこと

# 事業スケジュール

申請者

浜松市

## ①補助金交付申請

<募集開始日> 令和7年4月16日



## ②補助金交付決定通知



## ③事業実施期間

- ・交付決定前に補助対象事業に係る発注・契約等を実施した場合は補助金の対象となりません。
- ・やむを得ない事由により下記実績報告期間までに事業を完了できないと見込まれる場合には、まずは速やかに電話によりお問合せ先まで申し出てください。

## ④補助金実績報告

「令和8年2月27日（金）まで」又は「事業完了日から30日以内」のいずれか早い方



## ⑤補助金交付確定通知



## ⑥補助金の請求



## ⑦補助金の支払い（請求後から令和8年3月末まで）



### <交付申請の留意事項>

- ・ **本補助金は、予算の範囲内で先着順により受付**します。
- ・ 申請者から委任された場合、**代理申請が可能です**。
- ・ **充電設備はEVトラックと一体的に導入**することが補助要件となりますが、交付申請はEVトラックと充電設備で**別事業者から申請が可能です**。

その他、手続きの詳細については、浜松市ホームページに掲載しています。

「浜松市公式WEBサイト」⇒「創業・産業・ビジネス」  
⇒「カーボンニュートラル」⇒「浜松市のカーボンニュートラル政策」



[https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new\\_ene/index.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/index.html)

【お問合せ先】浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（浜松市役所本館6階）  
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2  
TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp